

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

鳴門市大麻中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) すべての生徒に「いじめは人として決して許されない」との認識を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうることを前提とし、生徒の尊厳が守られ、全ての生徒をいじめに向かわせないための土壌づくり・未然防止に、全教職員が取り組む。
- (3) より根本的ないじめ問題克服に向け、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての生徒を対象とする、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導へとチームとして対応策を講じる。
- (4) 常にアンテナを張り巡らせ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (5) ① 教職員は平素より、いじめを把握した場合の初動対応の重要性・対処の在り方について、理解を深め、誠実かつ迅速な対応ができる体制整備を行う。
② 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を獲得するとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (6) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、全人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒と深い信頼関係を導くとともに、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (7) 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会・いじめ防止子ども委員会）

（1）組織の構成（いじめ防止対策委員会）

管理職、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等により「いじめ対策委員会」を構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては関係の深い教職員を追加する。また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の助言を得る。さらには、警察等関係諸機関とも連携し、対応する。

（2）組織の役割（いじめ防止対策委員会）

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④緊急会議（いじめ対策委員会）を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。事例によっては、関係諸機関との連携を図る。）
- ⑤いじめを目撃した生徒が声を上げ、傍観者にならないよう「ピアサポート」に関する活動ができるよう、生徒同士で支え合うことができる環境づくりに取り組む。

（3）いじめ防止子ども委員会の設置および活動内容

いじめの問題を子どもたちが自らの問題として捉え、いじめが起きない学校を自らの手で作るために、よりよい学校づくりについて協議し、校内全体に「いじめを許さない、見逃さない、起こさせない」という気運の醸成と定着を図るための委員会活動（生徒会活動）並びに学年リーダー会を行う。

- ①「いじめの定義」について全生徒が十分に理解する。
- ②どのようなことからいじめが起きているのかを話し合う。
- ③いじめの解消のために自分たちでできる取組を考え、実践する。
- ④実践した取組を振り返り、新たな課題を見出し改善策を検討する。
- ⑤検討結果をもとに、再度活動を行う。

3 教育相談体制

- （1）教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- （2）生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感を生徒が持てるように努める。
- （3）定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- （4）相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- （5）生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導の場面

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ②教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動（週1回の読み聞かせも含む）やキャリア教育などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、授業のUD化を全教員が目指して、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会や感動体験の場を設け、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自立（自己成長）を促すため、自己決定する機会を積極的に設ける。
- ⑦学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害あり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットやSNS等を通じて送信される情報の特性に関する学習や「GIGAワークブックなると」等を用いて、情報モラル教育に取り組むと同時に、保護者への啓発を行う。
- ⑨生徒会活動などにおいて、人権・いじめ防止子ども委員会を設置するとともに、学年リーダー会を発足し生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。また、校則の検討会とリーダー会が連携を図り、よりよい学校生活とは何か、生徒自身が見つけ直す機会を設定する。
- ⑩日常生活の中で生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑫いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2)家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1)各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。特に、いじめが起こった際には、状況に応じて、関係機関との連携を行うことも周知する。
- (2)「いじめ発見のための観察ポイント（教師用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3)全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(6月、10月、12月)に実施することに加え、「個別面談」や「生活記録」の記述等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4)いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5)SOSの出し方は言葉だけではないため、言葉以外のサインの察知と保護者と情報共有を行うなどの重要性を保障する。
- (6)生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ず理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7)いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を行い、事実関係を正確に調査する。いじめを認知した場合は、速やかに鳴門市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8)保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ②「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ①いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
 - ②いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③複数教員による家庭訪問を行う。
 - ④本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ②いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ①新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ①いじめを認知した場合は、学校長が速やかに鳴門市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともにいじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ②重大事態等事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー、スクールロイヤーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ①恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することをするとともに、連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（令和8年度）

| | 「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等 | 1年 | 2年 | 3年 |
|-----|---|--|--|--|
| 4月 | ◇学校基本方針の説明、指導体制、計画の公表 ◇校内研修 | P T A参観日 P T A総会 家庭訪問・交通安全教室 学年集会 | P T A参観日 P T A総会 家庭訪問 学年集会 | P T A参観日 P T A総会 家庭訪問 学年集会 |
| 5月 | ◇家庭訪問を実施しての生徒指導上の共通理解 ◇生活アンケート調査実施及び調査結果分析 ◇思いのなる木づくり | 教育相談 挨拶や遅刻、生活指導 運動会 学年リーダー会 | 教育相談 授業態度・学習マナーの生活指導 運動会 学年リーダー会 | 教育相談 進路を見据えた生活指導 運動会 学年リーダー会 |
| 6月 | ◇校内人権に関する意見作文の作成・発表会 ◇Q-Uテスト実施及び調査結果分析 | 教育相談 校内人権に関する意見発表会 校則検討に向けた学級会 | 教育相談 校内人権に関する意見発表会 校則検討に向けた学級会 | 教育相談 校内人権に関する意見発表会 校則検討に向けた学級会 |
| 7月 | ◇校内研修 ◇教育相談 ◇取組中間点検および評価・改善 ◇生活アンケート調査実施および調査結果分析 | 教育相談 三者面談 非行防止作文 学年リーダー会 校則検討委員会 | 教育相談 三者面談 非行防止作文 学年リーダー会 校則検討委員会 | 教育相談 三者面談 非行防止作文 学年リーダー会 校則検討委員会 |
| 8月 | ◇取組の成果等の情報発信および保護者啓発 ◇Q-Uテスト分析・対策 | 校外補導 人権啓発ポスター制作 | 校外補導 人権啓発ポスター制作 | 校外補導 人権啓発ポスター制作 |
| 9月 | ◇保護者向けチェックリスト配布 ◇防災訓練（地震津波） ◇生活アンケート調査実施および調査結果分析 | 教育相談 文化祭 人権劇 合唱コンクール 防災訓練 | 教育相談 文化祭 人権劇 合唱コンクール 防災訓練 | 教育相談 文化祭 人権劇 合唱コンクール 防災訓練 |
| 10月 | ◇1学期取組点検および評価・改善 ◇人権文化祭パネル作成 ◇啓発新聞発行 | 教育相談 携帯スマホ安全教室 | 教育相談 携帯スマホ安全教室 | 教育相談 携帯スマホ安全教室 |

| | | | | |
|-----|---|--|--|--|
| 11月 | ◇生活アンケート ◇アンケート調査分析 ◇人権フェスティバル ◇Q-Uテスト | 教育相談 オープンスクール 地域と交流活動 (防災) 市人権文化祭 人権フェスティバル 参観授業(人権教育) | 教育相談 オープンスクール 地域と交流活動 (防災) 市人権文化祭 人権フェスティバル 参観授業(人権教育) | 教育相談 オープンスクール 地域と交流活動 (防災) 市人権文化祭 人権フェスティバル 参観授業(人権教育) |
| 12月 | ◇取組中間点検および評価・ 改善 ◇生活アンケート調査実施 および調査結果分析 | 教育相談 三者面談 学年リーダー会 | 教育相談 三者面談 学年リーダー会 | 教育相談 三者面談 学年リーダー会 |
| 1月 | ◇保護者向けチェックリスト 配布 ◇Q-Uテスト分析・対策 ◇みらい塾(全学年) | 教育相談 防災訓練(火災) みらい塾(全学年) | 教育相談 防災訓練(火災) みらい塾(全学年) 修学旅行 | 教育相談・進路相談 防災訓練(火災) みらい塾(全学年) |
| 2月 | ◇校内研修 ◇生活アンケート調査実施 および調査結果分析 | 教育相談 | 教育相談 | 教育相談・進路相談 |
| 3月 | ◇1年間の取組点検評価・ 改善と次年度の計画 | 思いのなる木完成 | 思いのなる木完成 | 思いのなる木完成 |